

答申第 778 号

情公第 2461 号

令和 5 年 11 月 30 日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構
理事長 吉川 伸治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 4 年 3 月 24 日付けで諮問された職員採用選考に係る文書等一部非公開の件（諮問第 880 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である地方独立行政法人神奈川県立病院機構が、審査請求人からの令和3年12月21日付け行政文書公開請求に対し、別紙2のとおり行政文書を特定し、行政文書一部非公開決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経緯

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和3年12月21日付けで、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「実施機関」という。）に対して、別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対して、実施機関は、令和4年1月4日付けで条例第10条第4項の規定に基づき行政文書公開諾否決定期間延長決定を行った上で、同月31日付けで、別紙2に掲げる行政文書を対象文書として特定し、当該行政文書に含まれる情報の一部が条例第5条第1号及び同条第4号に規定する非公開情報に該当することを理由に行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、令和4年2月15日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分のうち、別紙1記載の1(2)を不存在としたことについて取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 実施機関は、別紙1記載の1(2)の文書について、対象となる文書の作成及び取得をしていないことを理由として、文書不存在の決定を行ったが、審査請求人は、令和3年12月2日に特定課職員から、集団討論評定票をシステムに入力した旨の説明を受けている。よって、当該システムの中に集団討論評定票の電磁的記録が存在するはずであり、当該文書を不存在とした実施機関の決定は、故意に情報を隠匿し、審査請求人の知る権利を侵害するものである。

- (2) 実施機関は、弁明書において、各試験の得点をシステムに入力している旨を口頭で説明したとしているが、そのような事実はない。同様に、「各試験の得点をシステムに入力している旨を説明した趣旨としては、手書きで記載された受験者の得点を特定課共有サーバー内に保存されている Excel ファイルに特定課職員が手入力しているので、このことを指して「システムに入力している」と説明した次第である。」とあるが、上記の趣旨についてその場で説明を受けた事実はない。実施機関のこれらの弁明は事実に反しており、明らかな虚偽である。上記の弁明が虚偽であることは、証拠資料により明確に証明することができる。
- (3) 特定課職員は Excel のことをシステムと呼んでいるが、世間一般的に Excel のことをシステムと呼ぶことはありえない。このことから、実際には、Excel ではなく、何らかのシステムに入力したというのが事実であると推測される。
- (4) 事務処理の流れから見ても、特定課職員の説明は著しく合理性を欠いている。実施機関は「手書きで記載された受験者の得点を特定課共有サーバー内に保存されている Excel ファイルに特定課職員が手入力している」と弁明しているが、この事務処理には少しも合理性がない。なぜなら、集団討論終了から中堅面接・幹部面接開始までのわずかな時間に、集団討論評定票を Excel ファイルに入力する実益が何もないからである。それにもかかわらず当該 Excel ファイルを急いで入力しなければならないのは、あまりにも合理性を欠く事務処理であり、実際にそれが行われたか甚だ疑問である。
- (5) 集団討論評定票は、「鉛筆」で手書きされているため、容易に改ざんできる。改ざん防止のため、原本をスキャンして何らかのシステムに取り込んだのではないか。この事務処理なら、集団討論終了から中堅面接・幹部面接開始までのわずかな時間に行わなければならない。実際にこのような事務処理が行われたとすれば、集団討論評定票の原本をシステムに取り込んだ電子データが存在するはずである。
- (6) 実施機関の弁明には、事実に反した虚偽の記述や著しく合理性を

欠いた説明がある。これには、実施機関が真実を隠蔽しようとする意図を感じざるを得ない。実施機関は真実に基づき、文書不存在の決定を取り消すべきである。なお、審査請求人の最終目的は、集団討論評定票が改ざんされていないかを確認することである。

4 実施機関（担当：地方独立行政法人神奈川県立病院機構内部統制・コンプライアンス室）の説明要旨

(1) 別紙1記載の1(2)の文書については、公開請求に係る行政文書の内容として「文書管理システムなどの情報システムに入力（修正入力を含む。）した上記(1)の評定票の電磁的記録（処理年月日・時刻がわかるもの。操作ログを含む。）」と記載されており、情報システムの例示として「文書管理システム」と明記されていることから、文書管理専用のシステムを指しているものと判断した。当機構においては、文書管理専用のシステムは存在せず、集団討論評定票に手書きで記載された受験者の得点については、特定課共有サーバー内に保存されている Excel ファイルに、特定課職員が手入力し、当該 Excel ファイルで管理されている。なお、当該 Excel ファイルは、別紙1記載の1(3)の公開請求対象文書であることから、一部非公開情報について非公開処理を施した上で、電磁的記録である Excel ファイルそのものを、また併せて、Excel ファイルを紙媒体に出力した選考結果表を公開している。

(2) 令和3年12月2日に地方独立行政法人神奈川県立病院機構本部事務局（以下「機構本部」という。）を訪れた審査請求人に対して、特定課職員は、採用選考の集団討論試験から幹部面接に至るまでの間の特定課職員の事務手続の流れやその過程で集団討論試験を含む各試験の得点をシステムに入力している旨を口頭で説明した。各試験の得点をシステムに入力している旨を説明した趣旨としては、上記4(1)で述べたとおり、手書きで記載された受験者の得点を特定課共有サーバー内に保存されている Excel ファイルに特定課職員が手入力しているので、このことを指して「システムに入力している」と説

明した次第である。その後、令和4年2月14日に公開請求対象文書の閲覧のために機構本部を訪れた審査請求人に対して、特定課職員は「令和3年12月2日に各試験の得点をシステムに入力している旨の説明をした趣旨は、特定課共有サーバー内に保存されているExcelファイルに特定課職員が得点を手入力していることを意味しているものであったこと」を改めて説明している。

5 審査会の判断理由

(1) 行政文書の特定について

審査請求人は、システムに入力した集団討論評定票の電磁的記録が公開されていない旨の主張をしているところ、実施機関は、文書管理専用のシステムを有しておらず、当該システムにおいて請求対象となる文書の作成及び取得をしていないことから、文書は存在しない旨の説明をしている。一方、Excelファイルに入力した集団討論評定票の電磁的記録を紙媒体に出力した文書を、文書2として特定のうえ一部公開している。そこで以下では、本件処分における行政文書の特定の妥当性について検討する。

当審査会が実施機関に確認したところ、文書2は、集団討論実施後、同日に行われる中堅面接及び幹部面接の際の参考資料とするものであり、集団討論実施後から当該面接の開始までの間に、集団討論において試験員が集団討論評定票に手書きした点数を試験員とは別の職員が、実施機関が文書3として特定を行ったExcelファイルに入力し、これを出力することで作成されるとのことである。当審査会が確認したところ、文書2には、実施機関の上記説明のとおり、各試験員による各受験者の集団討論の得点が入力された状態の記載となっていることが認められた。

以上のような実施機関による説明及び文書2の記載からすれば、中堅面接及び幹部面接の参考資料とするという目的は文書2をもって達しうるものと考えられるため、文書2以外に請求内容に合致する行政文書は存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な

点は認められない。

なお、審査請求人は、実施機関が「集団討論評定票をシステムに入力した」旨の説明を審査請求人に行ったと主張し、実施機関も弁明書においてこれを認めているが、この「システム」とは Excel ファイル自体を意味すると実施機関は説明している。当該説明に対し、審査請求人は「世間一般的に Excel のことをシステムと呼ぶことはありえない。」との反論を行っているが、当審査会が確認したところ、そもそも実施機関においては行政文書の作成全般において文書管理専用のシステムは用いていないとのことであり、審査請求人のいう「文書管理システムなどの情報システム」なるものの存在を証する具体的な根拠も示されていない以上、当該反論は、文書 2 以外に請求内容に合致する行政文書は存在しないとする実施機関の説明を覆すに足りるものとは認められないことから、実施機関が別紙 1 記載の 1 (2) の文書を不存在としたことは妥当である。

以上のことから、実施機関による行政文書の特定に不備は認められず、実施機関が本件請求に対して別紙 2 に掲げる文書を特定し、公開したことは妥当である。

(2) 審査請求人のその他の主張について

その他、審査請求人は種々主張するが、上記審査会の判断を左右するものではない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙 3 のとおりである。

別紙 1（行政文書の公開請求の内容）

- 1 令和 3 年度地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員採用選考事務職（幹部候補者）第 2 次選考に係る以下の文書
 - (1) 幹部面接の際に幹部に配った集団討論の評定表（符号を修正した部分がわかるもの）及びその電磁的記録
 - (2) 文書管理システムなどの情報システムに入力（修正入力を含む。）した上記（1）の評定表の電磁的記録（処理年月日・時刻がわかるもの。操作ログを含む。）
 - (3) 集団討論、中堅面接及び幹部面接の評定表（受験番号と集団討論の符号の対応関係がわかるもの）及びその電磁的記録
 - (4) 文書管理システムなどの情報システムに入力（修正入力を含む。）した上記（3）の評定表の電磁的記録（処理年月日・時刻がわかるもの。操作ログを含む。）
- 2 神奈川県立病院機構の文書管理に関する規程
- 3 神奈川県立病院機構の懲戒処分に関する規程

別紙 2 (特定文書一覧)

対 象 文 書	
文書 1	集団討論評定票
文書 2	選考結果表
文書 3	R 3 幹部 (2 次) (評定後)
文書 4	R 3 幹部 (2 次)
文書 5	2 次出欠表
文書 6	R 3 幹部 (1 次) (事務局長説明)
文書 7	R 3 幹部 (1 次)
文書 8	ラベル作成用
文書 9	地方独立行政法人神奈川県立病院機構文書管理規程
文書 10	地方独立行政法人神奈川県立病院機構懲戒手続規程
文書 11	地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の懲戒処分の指針

別紙 3

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年 3 月 24 日 (収 受)	○ 諮 問
令和 5 年 10 月 26 日 (第 231 回 部 会)	○ 審 議
令和 5 年 11 月 27 日 (第 232 回 部 会)	○ 審 議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院教授	
市川 統子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部会員
岩田 恭子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部会員
小沢 奈々	横浜国立大学教育学部准教授	
桑原 勇進	上智大学教授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
田村 達久	早稲田大学教授	会長
前田 康行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(令和5年11月30日現在) (五十音順)